

令和3年第1回森町議会11月会議会議録 (第1日目)

令和3年11月29日(月)

開議 午前10時00分

休会 午前11時41分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
令和3年度森町一般会計補正予算(第8号)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
令和3年度森町一般会計補正予算(第9号)
- 6 議案第 1号 令和3年度森町一般会計補正予算(第10号)

○出席議員(16名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	5番 伊藤 昇 君
6番 加藤 進 君	7番 堀合 哲哉 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
10番 宮本 秀逸 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
14番 松田 兼宗 君	15番 斉藤 優香 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君

環境課長	川口武正君
農林課長	寺澤英樹君
農林課参事	佐藤司君
商工労働観光課長	阿部泰之君
砂原支所長	落合浩昭君
教育長	増川正志君
学校教育課長	萩野友章君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥山太崇君
庶務係	喜田和子君
総務係	高橋一也君
財政係	西川慎吾君
情報管理係	水口祐太君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について  
令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について  
令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）
- 3 議案第 1 号 令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和3年第1回森町議会11月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、11月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力をお願いします。また、私語につきましても謹んでいただくとともに議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、河野文彦君、10番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めらるも

のです。

1 ページを御覧ください。本件につきましては、令和3年度森町一般会計補正予算の第8回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ120億6,271万6,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、11月2日の大雨による被害の復旧費となっております。6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款6 農林水産業費の464万2,000円は、大雨の影響により洗掘された農道の補修などを実施したものです。資料1を提出しておりますので、ご参照願います。

また、4 ページの歳入では所要財源として地方交付税を計上したものです。

以上で専決処分報告とし、承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 今回11月2日の大雨による被害ということで6か所出されているわけですが、結構大雨による被害が繰り返されている場所があるのかなというふうにして思っているのですけれども、補修することは緊急性を要して大事だと思うのですけれども、繰り返されている場所なんかについては基本的に抜本的な対策を講ずるというような考えがあるのかどうかということについてお聞かせください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

今回11月2日の大雨に伴って被害を受けた場所につきましては、場所によってはその都度、ここには沈砂池とか調整池も入っていますので、雨が降った都度確認をして、場合によってはしゅんせつを行うといった処理は行っていかなければならない、そういう部分も含まれていますし、また11月2日ですから、例えばん菜の搬出が圃場によってはありますので、生産者からの要望に応じて道路の補修を行わなければならないといったこともあります。抜本的な取組ということなのですが、当然災害復旧なんかも視野に入れて我々も対応するのですけれども、例えば災害復旧上げるためにはいろいろそういう条件ありますので、そういった条件も見ながら、場合によっては対策としては新たに農道改良を行うとか、そういった事業も視野に入れながら農林課としては検討しているところでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 私現地見ていないから、ちょっと分からないのですけれども、耕作道路とかというのがあったのですけれども、ここは舗装ではないということなのですか。それで洗掘されるということになるのかなというふうにして思っているのですけれども、例えばそういうようなところを舗装化するとかということも含めて検討事項にはなるのかどうかという辺りもお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

耕作道ですから、今のところ舗装化は考えておりません。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） そしたら、抜本的な解決というのはなくて、掘られたら土砂入るとか、砂利入るとかというふうな形での対処療法の解決策しか今のところはないというふうなことになりますか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

日々の維持補修の範疇で雨が降った都度補修を行っていくしか方法はないというふうに考えております。先ほど言ったように、災害復旧が伴うようなものであれば災害復旧事業を入れながら復旧するというような方法は一つあると思いますので、そういったところも雨の降り方等々状況を鑑みながら対応するということでもあります。

以上です。

○9番（河野文彦君） ちょっと資料を見ていただきたいのですが、今回機械借上げということで計上されているのですが、これは機械の借上げ料のみで間違いないことを確認したいのです。というのは、この中に原材料費であるべき資材は含まれていないというようなことになっていきますけれども、それでよろしいか確認させてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、機械の借上げという費用でございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） それでは、例えば洗掘されて埋め戻したとかというような作業だったかと思うのですが、そういう砂利、碎石類は流れたものを回収したのか、町のほうで緊急用ということでストックしたものを流用したのか、そのどちらかということでもよろしいでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、流れたものを集めて復旧する、それから町の土取り場から運搬すると、こういった方法で補修のほうを行っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について、令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第2号についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和3年度森町一般会計補正予算の第9回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ120億6,378万3,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、11月9日の大雨による被害の復旧費となっております。6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款10教育費の106万7,000円は、大雨の影響により石谷小学校下ののり面が崩落したため、補修を実施したものです。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

また、4ページの歳入では所要財源として地方交付税を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○12番（木村俊広君） この地区に関しましては、以前にも大きい事故が起きておりまして、大雨に当たって避難指示も出しているという、そういう状況なわけですけれども、崩れたところをその都度直していく、これは当然のことなわけですけれども、あの地区に関しては過去に人災事故もあったということで、崩れやすい、そういう場所なのです。それで、点検とか補修が必要なところ、そういうものを道とか国に要望なりそういうアクションを何かしているのか、その辺聞きたいなと思ったのですけれども。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時18分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） すみません。お時間取らせて申し訳ありませんでした。今確認したところ、これまで蛭谷地区について何かそういった要望とかをやってきたということはなかったそうです。ただ、治山事業の一環としてそういう要望できる機会があれば今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（木村俊広君） 近年の大雨の状況を見ますと、今後ますますひどい状況が続いていくのかなという、そういう想定されますので、そういうものを見越した中で町長も避難指示というものを出しているということなので、十分可能性があるというふうに踏んでいるからこそ、そういう指示を出しているのですから、やはりこれは強く国や道に要望するなり要請するなりしていかなければならない事案だと思うので、その辺しっかりと行っていただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） 今後関係課も含めましてそれらについても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第1号 令和3年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第10回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,310万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ123億2,689万1,000円にしようとするものです。

第2条の継続費の補正は第2表に、第3条の地方債の補正は第3表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款11地方交付税は、補正財源として131万9,000円を計上するものです。

次に、款13分担金及び負担金の712万8,000円は、汚泥再生処理センターの追加工事に伴う鹿部町の工事負担金を計上するものです。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費補助金の1,981万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、森町特別支援金交付事業に充当

しようとするものです。

続いて、目2民生費国庫補助金の9,952万1,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る補助金を計上するものです。

次に、款19繰入金の1億2,035万4,000円は、ふるさと応援基金繰入金を計上し、森町特別支援金交付事業に充当しようとするものです。

次に、8ページの款22町債の1,490万円は、汚泥再生処理センターの追加工事に伴い、増額補正するものです。

次に、10ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款2総務費の141万9,000円は、役場新棟前の倉が老朽化により構造体の柱が腐食し、倒壊の危険性があることが判明したため、解体しようとするものです。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款3民生費の9,952万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別給付金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る予算を計上するものです。給付事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費、需用費、役務費及び委託料など事務費の合計297万1,000円と国が現金給付として示している1人当たり5万円の給付費総額9,655万円を計上するものです。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款4衛生費の2,200万円は、処理棟新設に係る掘削工事において地中から転石が見つかり、追加工事が必要となったため、今後掘削予定箇所を含め増額補正しようとするものです。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、12ページの款7商工費の1億4,016万8,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大による蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴い、経済的影響が及んでいる事業者に対し10万円を交付する森町特別支援金交付事業の費用を計上しようとするものです。資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。ページ数を言って質問してください。

○11番（檀上美緒子君） 10、11ページの清掃費の汚泥再生処理センター建設工事に関わってなのですけれども、今回転石が見つかったということでの補正なのですけれども、この汚泥処理センター整備事業のスケジュールを見ますと平成30年度に測量並びにボーリング調査というのをやっているわけです。その時点でこの問題というのは何も問題にされていなかったのかどうかと、今になって出てくるというのが、しかも場所的に今掘削している本体というか、建物の部分で見つかって、これからそのほかにも4か所出てくる可能性があるというか、それも含めての補正出されているわけですが、今さらという感じがどうしてもするのです。ですから、平成30年度にやった測量とかボーリング調査というのは一体何だったのかという気がしてならないのですけれども、そことの関連でどうなの



かということについてまず1点お聞きしたいと思います。

まとめて言ったほうがいいですか。1つずつでいいですか。

○議長（野村 洋君） いいですよ、1つずつで。

○11番（檀上美緒子君） お願いします。

○環境課長（川口武正君） 答えいたします。

平成30年度に測量、ボーリングをしているということなのですが、こちらは汚泥再生処理センター施設基本設計等策定業務を行っていたときに地質ボーリング調査を行っております。その結果からは地中に転石が多数点在することを予測することができなかったものであります。

（「何のためのボーリングなの」の声あり）

○環境課長（川口武正君） このときのボーリングの目的が環境調査の関係で、ダイオキシンの調査を主目的としたボーリング調査になっております。

○11番（檀上美緒子君） ということは、それこそこの転石というのは駒ヶ岳噴火との関わりで出てきている石なのです。駒ヶ岳の噴火による、歴史的にかなりのスパンがありますから、いつのということは断定できないにしても、あの辺の地形からいってそうだと思うのですが、あそこら辺一帯というのはリサイクルセンターにしる前の取り壊したセンターにしる建設しているわけで、そういう状況の中で、今回は別なつながりなのですけれども、あそこに建設するというようなときに、そういう今までの実績からしてないだろうという判断だったということなのですか、こういう問題は。またはリサイクルセンターとか解体した元のセンターの建設のときには全く転石とかという問題はなかったということなのでしょうか。

○環境課長（川口武正君） 答えいたします。

転石につきまして、火山性の地層であることは分かっておりますが、そのような転石があるようなことは事前には知り得ることはできませんでした。それで、檀上議員おっしゃるように駒ヶ岳の噴火とかがありますので、遡ると江戸時代とか、そこまで遡ってしまうのかなとは思いますが、そのように大噴火があったときに土石流とかで流れてきたものが結果あったのではないかと思われま。リサイクルプラザの建設や今稼働しているし尿施設の解体のときにもそのような石が出てきたということはありませんでしたので、そのような点からも予測することはできなかったものであります。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） 今出てきたから、それを処理しない限りは工事が進まないということですから、補正組むのはやむを得ないのかも分からないのですが、何か後出し、後出しみたいな感じが拭えないのです。やるべきときにきちんとやるべきことをやって工事を進めていくという基本的な取り組むときの姿勢が何か不安を感じる状況なのです。その辺り予測つかなかったということで、しようがないといえばしようがないのかも分からないけれども、今ここで出てきたから、あとほかの4か所も出てくる可能性があ

るということでのこの金額になるという解釈でよろしいのですか。

○環境課長（川口武正君） お答えします。

檀上議員おっしゃるとおり、今後の掘削予定箇所の部分についても出てくる可能性が高いということで、その部分を含めて今回計上させていただいております。

○11番（檀上美緒子君） 出てきたから、可能性があるということだということは、それこそ可能性はあったのだと思うのです、地域的に。そんなに離れているわけではないわけだから、今言った施設が、建てている状況から見ても。だから、その辺りの調べというか、事前調査というか、その辺りをもっときちんとするべきだったのではないかなというふうにして思うのです。それは要望としてあるのですけれども、過去のそういう建物の部分においては全くなかったということは、はっきりしている事実ですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

直近でいいますと、旧焼却施設の解体時に掘削もありました。その中では石は全く出てこなかったものですから、そういう点からも全く予測することできなかったものであります。重ねた答弁になりますけれども、そのようなものであります。

○11番（檀上美緒子君） だから、私聞いているのは解体したときではなくて、建てるとき……

○議長（野村 洋君） 勝手にしないでください。4回終わりましたので、別件であるのであれば出してください。

○11番（檀上美緒子君） この件ではなくて、同じ転石の件なのですけれども、事業概要についてです。

この事業概要2つ出ているのです。（1）が300ミリ以下に、これふるい分けと読むのでしょうか、仕分と読むのでしょうか、あれなのですけれども、300ミリ以下に分ける作業を行うと。それから、もう一つが転石、出てきた石を砕く作業があるのだという、この2つの事業内容としてあるわけなのですけれども、出てきた石を砕いた後どこかに運ぶということになるのでしょうかけれども、例えば300ミリ以下にふるい分けた部分も含めてですけれども、そこを埋め戻すという形で転石の部分の埋め戻すという作業はされないものなのでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それで、答弁させますけれども、一応私別件でと言ったのは汚泥処理センター以外にまだあるのかなということで聞いているのです。ですから……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 汚泥でもう一件あるの。できるだけ……今のは答弁させますけれども、別件でというのはそういう意味で許可をしていますので、理解してください。

では、川口課長、答弁をお願いいたします。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

転石のふるい分け作業なのですが、300ミリ以上の転石をふるい分けする作業になります。それで、埋め戻しに関する部分なのですが、こちらは全てを埋め戻すのではなくて、掘削した箇所に水槽を建設しております。水槽の部分は空洞になっておりますので、その水槽の周りの部分を埋め戻す作業となっております。ふるい分けした石と、あとさらに出てきた大きな石、取壊しして、これは最終的に両方とも運搬する、そういう内容になっております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 同じく、清掃費、10ページ、11。ちょっと聞きたいのは今回新設処理等の部分をやって転石が出てきたということなのだけれども、正直言って事前調査がままならない状態であったのではないかなという気しています。それで、今後この4か所、丸書いてある4か所を今後またやるのだけれども、それが多分転石が出るだろうという予測の下で経費を見ているのだけれども、これきちっと電波探査だとか、今ハイテクの調査があるわけだから、きちっとやっていただかないと、またもまたもまたもということにならないような格好でやっていただかないと財政担当も大変だと思うのです。だから、今後掘削予定の場所から転石がもし出なかったら契約した金額の部分、その転石の部分の作業費は返納するの。そういうことまできちっと精算した格好で契約しないと業者丸もうけになるのだよ、これ。その辺追加しようがかからないような方法でやっていただかないと、そっち掘ったらまた出た、こっち掘ったらまた違うのが出た、そういうふうなことになったら何も委託してやる必要もないし、その辺きちっと業者のほうにも話しないとないし、事務的な手続的にもきちっと粗相のないような方法でやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

今回の補正に係る部分で次に変更契約を行おうとする部分は、今回の掘削した部分を予定しております。今後の部分につきましては、同様に出てきた場合に撤去処理する追加工事が必要になりましたときに改めて議会にお諮りしたいと思っております。そういう状況ですので、あと返納する、しないとかという部分に関しては先にとりあえずにはなりませんので、最終的にはなかったという場合にはその部分精算して終わりになります。

○2番（山田 誠君） きちっと、お金のことで、業者のほうと実施の部分のほうとトラブルのないようにしていただかないと、これはそうだ、あれはああだこうだというふうにならないようにきちっと文書的にもまとめておいて、業者のほうも目つぶるならつぶってくださいよぐらいの話をおかないと、ちょこっと出たものは、30万、40万出たって、それは前のものでもうかっているでしょうと、そういうふうな話でやっていかない

と、何でもかんでもお金言われた部分は出しますよということになると大変なことになるよ、これ。財政的にも。その辺きちっと財務規則等々にのっとってやっていただきたいと思います。いかがですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

業者の方とも連絡等密に取り、協議をしっかりと行い、きちんとのとった形で進めていきたいと思います。

以上でございます。

○10番（宮本秀逸君） 子育て世帯のことでお伺いします。

資料4を見ていただきたいのですが、現段階で森町内における対象者の方の数を教えていただきたい。それから、対象から外れそうな方の数もあつたら教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えします。

まず、今回の受給の対象者ということで当課で把握している部分につきましては、もちろん児童手当の受給者ということで1,128人、それから高校生が、令和3年3月末を基準に算出していますが、約400人、それとあと公務員の方に関しては申請が必要になりますので、前回昨年1万円の給付事業がありましたけれども、そのときの実績で約200人が該当になっておりまして、今回予算の積算の基礎としまして1,755人ということで計算をさせていただいております。今回令和4年3月末まで生まれた方も支給対象になりますので、その部分ですとかいろいろ見込みまして、10%の部分ちょっと余裕ありますけれども、1,931人分ということでの予算計上をさせていただいております。

あとは、該当にならない方というのは、あくまでも今回は児童手当受給されている方はプッシュ式ということでこちらから送金をさせていただきますけれども、それ以外の方はあくまでも申請行為ということになりますので、該当にならない方の人数というのは私どもでは今の時点では把握できていないものと考えております。よろしくお願ひします。

○10番（宮本秀逸君） 大方の数は今のお話で分かりましたけれども、中学生以下の未就学の子供、それから小学生、中学生という数で分かりますか。

○子育て支援課長（野崎博之君） すみません。先ほど児童手当総括でお話しさせていただきましたけれども、手元に詳細の数字がございませんので、後ほど詳細な数字お伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（伊藤 昇君） 歳入の6ページ、7ページの汚泥再生処理センター建設工事負担金の関係ですけれども、これ鹿部町の負担金ということで先ほどご説明をいただいたのですが、今回いろいろな説明資料も使っているいろいろな質問出ているわけです。鹿部町のほうでこの予算に対する議決とか、そういうことはもうされてしまっているのでしょうか、負担金の。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

鹿部町の負担金につきましては、この状況を事務レベルでありますので、逐一連絡、報告

等をしております。伊藤議員が今質問された議決等に関しては、まだしていないものだと思います。そのような報告は鹿部町のほうからはまだ何も受けておりませんので、そのような状況だと思います。

以上でございます。

○5番（伊藤 昇君） それで、今回の補正予算の中の財源として既に森町の分が鹿部町の負担金ということで入っているわけなのですが、全体事業費もそれでなっているのですが、これからもこういうことがあるのかないのか分からないのですが、もし補正が出てきた場合に森町で決まってしまうと、それを鹿部町にお知らせして負担金をもらおうと、こういう格好なのですか、規則的には。やはり両方の町の財源を使って工事をするわけですから、そのルールというものを教えていただけませんかでしょうか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

この工事に関しまして鹿部町さんの負担の部分につきましてなのですが、こちらの工事で追加の工事が必要になり、増額が必要になるという部分でこちら議会に今諮らせていただきまして、それが決定後に鹿部町さんのほうと協議して、最終的に負担をお願いするという流れ、そういう形になっております。

以上でございます。

○5番（伊藤 昇君） そうしましたら、森町のほうで全体の工事を確定、確定というより予算を策定して、その結果で森町のほうの議会で説明をして、その内容等を鹿部さんにお知らせをして、そちらのほうで承認をいただけるということで考えてよろしいのですか。これで3回目なのですが、ということはなぜかといいますと、そちらの負担金が確定しないで起債を発行しようとしているわけですよ、森町の財源として。それ自体もどうなのかと。どちらも確定した財源がない中で事業費を、内訳として財源振り分けをしてやっているわけです。そのやり方というのがどこにも確定したものない中に出してくるといえるのはいかがなものかというのをお知らせいただければと思います。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、鹿部の負担金については、本日議会に上程してお諮りするということを鹿部町のほうにもお伝えした上で今回予算計上させていただいています。今担当課のほうからでもそうなのですが、今この部分について議決されているのかどうなのかというのは定かではないのですが、恐らく直近でいけば12月のほうに議決いただけるのではないかなと思っています。その収入が事務方レベルではある程度確認取れていまして、予算計上しても向こうのほうで大丈夫ということですので、計上させていただきました。全体の2,200万の中から残りの分財源調整して過疎債充てているわけなのですが、これらについても今後変更協議してやるということで、取りあえずそれを予定しておりますので、今回こういう財源で計上させていただきました。

以上です。

○12番（木村俊広君） 町有建物解体工事についてなのですが、危険家屋として今

回解体したいという、そういうお話なのですけれども、こういう建物を保存していきたいという、そういう町もあるものですから、この建物について森町として全く保存していくということに対して価値がないというふうな、そういう判断だったのだらうなと思うのですけれども、その辺教育委員会のほうの見解聞きたいと思います。

○議長（野村 洋君） 教育関係ではなくて。

○12番（木村俊広君） 文化財的な、そういう意味合いはどうなのだということです。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回解体に至った経過なのですけれども、議員おっしゃったように、保存も含めてまず今年については、道路側のほうなのですけれども、ちょっと壁に亀裂があったものですから、通行人の方に壁が落ちて当たってはいけないということで、今年については道路側の壁を補修して、来年度庁舎側のほうの壁をやることで、保存といいますか、補修をして、また引き続き活用していこうと考えていたところでした。この写真見ていただければ分かると思うのですけれども、3枚の写真の下で一部切り取ったようになっているのですけれども、今回それを補修するために一部壁の除去をやっていった中で、施工業者さんのほうから中の柱の躯体が要は建物を支えられるような状況ではないということで、これについてはうちの建設課の建築の技師にも確認してもらいましたけれども、倉の上の屋根の部分の重さが結構重くて、それで要は躯体が外側に広がってきていると。要はそれで壁がある程度耐え切れなくなって亀裂が入っているということで、調査した結果、相当危険な建物であるということが分かったのです。これから本格的に雪降って、上に雪も積もる可能性もありますので、確かに古い建物なのですけれども、そういうことで補修はもう無理だという判断でしたので、今回解体させていただくことになりました。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

○12番（木村俊広君） いやいや、そうでなくて文化財的にどうなのだという話を聞いているのですけれども。教育委員会も出席しているので、その辺の見解聞きたいと思ったのですけれども。

○議長（野村 洋君） 管轄外かもしれないけれども、答えられますか。答えられません。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 文化財的なというような位置づけで今回かかっていないものから、教育委員会としても答弁無理みたいなので、一応緊急事態なのでしょう、要は。倒壊して大変な、人に危害を加えるような状況下にあるということで今回提案されたというふうなことなのでしょう。そういう位置づけで今回出てきておりますので、そういう中で審議をしていただきたいと思いますと思うのですけれども。

○12番（木村俊広君） もう価値がないということです。

○議長（野村 洋君） 価値ある、ないというのは別にして。ということでございますけれども、ございますか、続いて。いいですか。

○12番（木村俊広君） 答えないのであれば、それ以上何も聞く必要ない。

○9番（河野文彦君） 同じく、町有の倉の解体工事の件なのですけれども、今回通行人からの通報があってこういう事態まで発展したようなのですけれども、役場として、これは道路沿いですし、本当に周りに、庁舎を利用する方が付近を歩くような建物だったと思うのですけれども、今まで町として管理というのはどういうふうに行われてきたのか。通報で初めて分かった。ほぐしてみたらこういう状態だったと。下手すれば崩れるまでこのままだったのではないかなという心配が起きてしまったものですから、今までどういう管理を行ってきたかお知らせをお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） まず、補修に至った経過ですけれども、町民の方からの通報ではなくて職員が発見して今回修繕に至っています。そういった連絡は、町のほうには来ておりませんので。これまでの補修なのですけれども、倉の下の部分なのですけれども、写真では分かりづらいのですけれども、一度コンクリの上に、ちょっと2層っぽく線入っているの見えるかなと思うのですけれども、もう一か所さらに上からコンクリで、詳細な年度分かりませんが、一度補修をしてきております。今回さらに外壁のほうに亀裂が入っているのを職員が確認しましたので、それを修繕最初はしようとやっていたということでもあります。

以上です。

○9番（河野文彦君） 最初に職員の方が発見したようのですけれども、その発見した職員の方がこういう建物の維持管理のために調査して歩いて発見したのか、たまたま駐車場からこっちに歩いてきたときに危ないのではないかと発見したのか、そこを聞きたいのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君） 実はこれを発見したのは私なのですけれども、今回選挙とかもありまして、新棟のほうにも行く機会がいろいろありましたので、その段階で注意して見たときに、まず内側の亀裂しているところを発見しました。全体的に亀裂がどうなっているかということも含めて総務課の職員と数名で外周全部回って確認して、修繕しようとなったということでございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） たまたま発見できたから、本当に倒壊してしまう前にこういう解体という方向に進めて、建物の今価値の話もあったのですけれども、そこはまた別として、けがなり隣の建物に被害が出る前にこういう解体という方向に進めたのはよかったのかなと思うのですが、たまたま発見してこうなったから、よかったようなもので、そういったトラブル、事故がないように維持管理というものは適正に行わなければならないというふうには思うのですけれども、その辺今後、ここまで古い建物があと町内、町の所有でどれくらいあるかはっきり僕も分かりませんが、そういったところを適正に維持管理が今後より一層必要かなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○総務課長（濱野尚史君） 役場庁舎及びその附帯設備のみならず、全ての公共施設で皆

さんが安全に利用できて通行人の方とかに危険が及ばないように、これからも適正に管理していきたいと考えております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 汚泥処理センターの件なのですけれども、すみません。僕当初設計の図面見てくるのを忘れたのですけれども、今回新棟を建設する箇所というのは旧建物を解体した跡との重なり合いというのはどれぐらいあるのですでしたっけ。すみません。確認させてください。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

旧施設の解体した箇所は、資料図面の平面図を見ていただきたいと思うのですけれども、この平面図の上半分の範囲になります。新設処理棟の上のほうです。そちらのほうがかかっている形になります。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） 旧建物の上に一部重なって新建物が設計されたというところで、当初の地質調査なんかで旧建物がある中で詳細な地下のボーリング調査がし切れなかった部分もあるのかなというふうに私は推察しているのですけれども、それで今回転石の取壊し、一応設計か見積りかしていると思うのですけれども、何立米ぐらいを今想定している中での予想の2,200万なのか、大体の規模を教えてください。

○議長（野村 洋君） 質問の途中ですけれども、あと質問されたい方何人ぐらいいらっしゃいますか。2人。1時間経過しましたので、一応10分ほど休憩しますか。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

補正額2,200万円の内訳としての掘削土量に関しましては、9,000立方メートルとなります。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） 9,000立米で間違いはないですか、立方メートルということは、9,000立米掘削して9,000立米一部ふるい分けして、そこから出た大きなものを運搬できるサイズまでブレーカーか何かで砕くと思うのですけれども、その数量が9,000立米を想定して2,200万で間違いはないのか、すみません、もう一回確認させてください。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

9,000立米でございます。これが全体の掘削土量になります。

○15番（斉藤優香君） 10、11の先ほどの倉のところなのですけれども、倉の歴史を教え



てください。というのは、町はいつも文化財とか歴史とか、そういうものに対してあまり大切にしていないような気がするのです。今まで残されてきたというのは補修も含めて残されてきたという歴史があると思うのです。今この段階でちょっと壊れてあれだから、補修が利かないというのは、本当に不可能で補修が利かないと判断したのか、それとも、もう要らないからということでこれを取り壊すということなのか教えてください。

○総務課長（濱野尚史君） あの倉のまず建設年度については把握しておりません。というのも、もともとあれを建てたのが当時そこに土地を所有している方で町内で製材所を営んでいた方なのですけれども、その方が建てた倉になっています。その方が亡くなったことによって身内の方があそこの、今の新棟と、それから契約管理課のある事務棟の部分なのですけれども、もともと町有地ではなくて民地で、それが当時の所有者の方が亡くなったことによって身内の方が相続して、その相続された方から昭和58年3月に売買により町の所有になりました。そのときも、古い記録でこれ正式な文書ではないので、いきさつははっきり分かりませんが、当時としてもあの建物を残すか、それとも壊して更地にした上で駐車場とかに利用するかというような話をしていたそうです。文書ですとか物品とかの保管にも活用できるだろうということで、買う際にあの建物を壊さずにそのままの状態です町が取得したという形になっております。この間補修もしてきているようでありすけれども、今回も同様に、あの部分については引き続き活用していく目的で外壁の修繕を行ってまいりました。ただし、外壁を除去した中で中の木片が本当に朽ちているというような状況で、これを直すとなると、それこそ復元みたいな形に、一回全部解体してもう一回造り直すというふうな手法でしか恐らくあの倉を再現することはできないのかなと思っておりますので、今回そういったことで解体させていただくということになります。

以上です。

○15番（齊藤優香君） 今まで残してきたというのはただ残っていただけで、文化的価値とかを考えずに残してきただけで、なので今回も壊れそうだから、壊すということなのでしょう、それとも先ほど同僚議員も言っていましたけれども、文化財的に森町に残したいと思って残してきたのであれば、お金がかかるとしても再生は、いろんな町でこういう倉とかを再生して残して町の宝として使っているところとかもあると思うのです。そういう道をたどろうと、壊してしまったらもう二度と造ることはできないと思うので、そういう再生の道をたどろうという意見は全くなかったということでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

確かにあの建物については造りも古い造りで、歴史的な部分の価値というのは私は答えられませんけれども、それなりの古い建物で価値があるものではないかなと思っております。ただ、文化財的にいいますと、町の指定の文化財にはなっておりませんので、あくまでも町有施設の一部という考え方になっております。歴史的な部分で残したいとかという、この土地を譲り受けたというか、売った方からもなるべく残してほしいというようなこともあってこの間何回か修繕もしてきていますけれども、さすがに修繕の範疇を超えて復元す

るとなると、またそれ相応の費用かかりますので、今回はその部分ではなくて解体させていただくということに進めさせていただくということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 森町の特別支援金についてなのですけれども、このたびなぜ今の時期に10万円という金額で対象要件がこういう要件でなったのかというのをもう一度説明してもらいたいというのと、もちろん10万円必要な方も、助かる方もいると思うのですが、今この時点でこの10万円給付というのが必要なのかというのがいま一つ分からないというか、前回の全員協でも聞いたのですけれども、今まで国や町で行ってきた支援の効果というものが数字とか何かあればと言ったのですけれども、今出てきていないということもありまして、というのは応援券も町としては出していますよね。なぜ今回10万円個人事業者に出すのか、なぜ応援券にしないのかということなのですけれども、以前課長も応援券で一定の効果が現れたと言っていて今回の1億4,000万円ということは、ざっとですけれども、まだ経費とかもかかるのですが、町民1人に1万円の給付ができる額なのです。ということは、それと比べてみても個人事業者に10万円を配るという根拠を示してほしいのですけれども。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

なぜ今回の支給なのだということだと思えるのですけれども、当然議員おっしゃるとおり応援券が先か今回の事業が先か、まだいろんなことがあるのでないかというのは私たちも考えております。今回の支給に当たって、まだコロナ、現在は感染者数は収まってきています。しかし、まだまだ経済状況としましては以前のようなみんなが積極的にいろんなものを飲食しに行ったりだとか、そういう状況にはないと思っております。そのような中で、今回の事業者に対する10万円だけでは当然景気のほうはよくなるのではないかなと思っています。そのため、第2弾、第3弾とコロナ対策は今後考えていきたいと思っておりますけれども、財源的なこともありますので、今回はこの事業を提案しております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 今の課長の説明だと飲食や何かで町内の経済を回したいというふうに聞こえたのですけれども、この趣旨は今後も事業を続けていただきたいということの趣旨みたいなのです。でも、本当は町の経済をよくしたいというのであれば、今ここで10万円が本当に有効なのかというのはちょっと疑問であるというのと、あとこの間もコロナが原因で廃業とか倒産した会社はないと言われていたと思うのです。それでも困ったという相談があつてこれなのか、一体それは何件ぐらいの相談があつてこの支援金に至ったのかというのと、あと支援要件なのですけれども、令和3年4月から10月においていずれかの月の売上げが対前年または前々年同月比で減少しているということということは、前年は減少していないけれども、前々年は減少している月が一か月でもあったら支給されるというちょっと複雑なというか、支給対象にこういうふうにした理由をもう一回教えてください。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今回の支援に至ってちょっとあれだったのですけれども、9月に一度、飲食店組合という組合あるのですけれども、そちらのほう要望ではないのですけれども、今の現状の報告に来られました。その際には皆さん本当に困っていると。国や道から支援金もらっても全然足りないというのがほとんどでした。また、飲食店以外の事業者であっても国だとか道であれば上限の50%、30%という規制がある中、なかなかそこまでいけば経営が続かないと、そのために頑張っているのですけれども、その結果国や道の支援が受けられない。何とか町でできないだろうかというのが私のほうに多く寄せられてきています。相談件数については、今細かい数字は言えないのですけれども、そういったケースで相当来ております。

またあと、対象年度、なぜ前年、前々年度かというのについては、コロナの影響が出た年というのが前々年度からコロナの影響が出ていますので、そういったものから比較しております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 今の話であれば、飲食店とかが本当に困っているのであれば、1億4,000万が町の中で動くというほうがよっぽど、町の飲食店で使ってくださいというほうがよっぽど、一つの事業者に10万円が行くのから見ると、ずっとお金が町内で動いている気がするのです。そのほうが助かるような、町内業者に限って使えるというほうが私はいいような気がするのと、あと今大変な方もいると思うのですけれども、本当であれば今すごく経済がまた盛り上がって、アフターコロナに向かってそれぞれの事業者が頑張ろうとしている中でそれを支援するとか、例えば一次産業の人たちが六次産業に発展できるような仕組みをつくってあげるとか、あとそういう調理ができる場所を造ってあげるとか、併せて何かをしていってあげないと、ただ10万円あげたから、これでいいでしょうではないと課長もおっしゃいましたけれども、それがずれることによって逆に商機を逃すというか、特産品を早めに作ってあげて町全体、小売業者とか個人事業主も潤うような政策も一緒にしていかないと、ただどんどん、ほかの町とかではもうそれを手がけてやっている中で、10万円あげて、その後にもたやっけていきますよでは遅いのではないかなと私は思うのですけれども、その辺りお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、当然うちのほうとしても、うちというか、町としましても今回の経済対策だけで済むとは思っておりません。なので、引き続きどういった施策がいいのか検討して対応していきたいと思っております。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

担当課として今商工労働観光課の課長からご説明させていただきました内容に関しましては、何で今この10万円、事業者に対して何で10万円なのかという点に関しましては今ご

説明させていただいたとおりでございます。そして、商工労働観光課が所管する事業としては当然この10万円だけで済むといいますか、これで完結するということでは考えておりません、今斉藤議員おっしゃったとおり、町内のそういった飲食店に限らず、物を買っていただくですとか、中には季節的に今ですと例えば商品券を出せば灯油に使っていただけたとか、いろんなこういう経済効果というのは議員おっしゃるとおり私もあると考えております。そういう面では当然町内の需要喚起をもっともっと後押しするような、そういった施策も間が空かないように考えていかなければならないなと思っておりますし、そしてアフターコロナというところで見ると、やはり町内の経済のそういう消費喚起とまた別に、町外からこの森町に、俗に言う外貨を稼ぐという表現も使われますけれども、そういった点もしっかりと施策として打ち出していく必要があると、そのように考えているところでございますので、その点は何とぞご理解いただきたいと思っております。

そして、商工労働観光課が所管する以外の、今ちょっとお話にも出ました一次産業の六次化ですとか、そういった他の産業に関する支援に関しましても、この間コロナ禍ではありましたけれども、お金のかからない部分といいますか、関係事業者と町外のいろいろな施策を持っている方々との関係性を深めるという点では私もしっかりと行ってまいりました。そういった森町でいろんなことを行ってみたい、アフターコロナに向けて一次産業の皆さんを助けたい、そういうことを具体的におっしゃっていただいている大企業の方もいらっしゃいますので、そういった方々と協働して来年度以降もしっかりと一次産業の振興には努めていきたい、そういった面で点だけではなくていろいろな担当課の施策を面で展開してアフターコロナに向けて産業の振興、需要喚起というものを総合的に行っていきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 12、13、今の商工業振興費のところなのですが、具体的ところで確認したいというか、ところがあるのですが、まず1つは書類確認後随時交付するという書き方しているのですが、この書類というのは具体的に何なのか。例えば前年に比べて売上げが落ちているというか、それを見るための書類を具体的にどういうふうな形で見ようと思っているのかということです。

それと、もう一点、周知方法なのですが、町のホームページ、広報12月号の折り込みチラシにより周知を図るというふうに書いているのだけれども、そのほかはやらないのですか。例えば過去にこういうことをやっているはずなのですが、実は自分がその対象になったのだけれども、こういうのを知らなくて申込みをしないで終わってしまったとかというのってなかったのだろうか。それとあわせて、もう事業者というのを把握しているはずで。それについてダイレクトメール出したほうが手取り早いのではないかなというふうに思ったりもするのですが、その辺どう考えているのか、その辺お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の確認の方法なのですが、説明あるとおり、今年の4月から10月ま

での売上げが分かるもの、例えば売上げ台帳だとか帳簿、それらの写しと、あと前年度、前々年度の確定申告、これ業種によっては月別に出てこない場合もあります。そういった場合は年間に12で割って出してもらうという方法もあります。あと、まだ細々したものは条件はあるのですけれども、一応大きいところでいくとそういったことを考えております。

あと、周知方法なのですけれども、ダイレクトメールでしたほうがいいのではないかという話がありました。今までやった中で分からなくて間に合わなかったという件数は、私のほうでは聞いておりません。今回もダイレクトメールで送るか迷ったのですけれども、そうすると今回は対象にならない人にも、もしかしたら送ってしまうケースもあるので、今回はあくまでも事業者の申請という方法で考えております。

以上です。

○14番(松田兼宗君) 最後の対象にならない人というのはよく分からないのだけれども、対象になる人を把握しているから、全然分からないで出すということなのですか、今回。そしたら、何件予想しているのでしょうか、これ。その辺が分からないということと、もっと本来であれば漏らしのない中で、不平不満がないような形、公平感のある形のやり方をすべきだと私は思うわけです。とすれば、今言った、ただホームページ、広報12月号と言っているけれども、広報にしても私聞いているのは直接ごみ箱に入れる人もいるわけです。私自身もびっくりしたのですが、そういう方もいる話を聞いていますから、だから後から私のところに実はどうだったのだろうという話も来ているわけです。だから、そこからすればやっぱりダイレクトで対象になろうかと思う人に対して直接お知らせしたほうがいいのではないのか、公平感があるのではないかと私は思うわけです。その辺再度お願いします。

それと、確認の書類の話なのですが、12か月で割るとか、そういうようなすごく大ざっぱな話です。そういうやり方で、何か妙な感じがするのですが、もちろん業者によって帳簿のつけ方とか違うのは分かるのですが、その具体的な、先ほど言った書類というのは厳正なものとか、当然税務署に出す書類等に匹敵するものと判断すべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか、その辺。

○商工労働観光課長(阿部泰之君) お答えいたします。

まず、今回の対象者の件数なのですけれども、こちらは昨年実施しました緊急経営支援金で交付を受けられた方が628件、それと昨年同じく農、漁業経営支援金というものをしています。その中で709件ありました。合計で大体1,300強の件数があるのですけれども、今回うちのほうでいくとそういったコロナの影響、実際に数字出してもらうものですから、影響の全くないところも恐らくあるのではないかな、少ないとは思いますが、あるのではないかなと思います。そういった中で、影響のない方に書類を出したときに誤解を招くとか、書類送られてきたのだから、対象になったから、送ってきたのだろうというふうに言われると、うちも相当厳しいものですから、今回はそういうダイレクトメールというのは考えておりません。

あと、12か月で割るという方式なのですが、うちとしては基本的には出してもらいたいというのが正直なところですが。ただ、どうしても職種によっては出せないという場合に、これは国や道もこういった方法を取っていますので、うちのほうもそれに倣って今回こういう方法を考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして令和3年第1回森町議会11月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会11月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前11時41分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和3年11月29日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員